

令和8年度
秋田市職員採用試験受験案内書

職務経験者／移住定住枠

秋田市が職務経験者採用において求める職員像

- 秋田市を取り巻く情勢の変化や、多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民満足度の向上をとことん追求できる職員
- 解決が困難な課題であっても、率先して果敢に取り組むタフな精神力を持つ職員
- 厳しい財政状況を踏まえ、的確な判断と迅速な行動により、コストパフォーマンスに優れた行政サービスを提供できる職員

○ 受付期間 令和8年6月1日(月)午前9時から19日(金)午後5時まで

○ 申込み方法 インターネット(電子申請)により申し込んでください。

次のURLから「受験申込みについて」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、受付期間中に申込み手続きを行ってください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1046376.html>

※ 電子申請サービスのリンクは、令和8年6月1日(月)午前9時に公開予定です。

※ 2つ以上の試験区分の申込みはできません。また、申込み受付後は、今年度市が実施する他の採用試験(障がい者を対象とした採用試験を除く。)の申込みはできませんのでご注意ください。

○ 第1次試験 令和8年7月19日(日)まで

問い合わせ先	秋田市総務部人事課 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 TEL 018-888-5429 E-mail ro-gnps@city.akita.lg.jp
--------	---

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	12人	市の事業・サービス全般における一般行政事務
行政 (デジタル対応)	1人	AIやIoT等のICTを利活用した市民サービスの向上や、行政手続のオンライン化による行政運営の効率化のほか、各部署におけるシステムの運用管理等 (行政職としての採用であるため、市の事業・サービス全般における一般行政事務に従事します。)
土木	2人	土木工事における企画立案・工事の設計・工事監督業務等
建築	1人	建築指導・建築審査業務、公共建築物の設計・施工監理業務等
電気	1人	公共建築物の電気設備工事に関する計画・設計・工事監理業務等
機械	1人	公共建築物の機械設備工事に関する計画・設計・工事監理業務等
化学	1人	環境衛生の監視業務、水質管理業務等

2 受験資格 次の要件・資格を全て満たすかた

(1) 昭和52年4月2日以降に生まれたかた

(2) 本社・本庁を秋田県外に置く民間企業等(※1)での職務経験(※2)があり、その年数が直近7年中(平成31年4月1日から令和8年6月30日まで)に通算して3年以上あるかた

※1 「民間企業等」には、会社員、公務員、自営業等としての職歴および青年海外協力隊等としての活動経験(独立行政法人国際協力機構(JICA)が継続して行うもので、証明可能なものに限る。)が該当します。

※2 「職務経験」は、次のア、イ、ウ、エ全てを満たす職歴のみ該当するものとします。

ア 同一の民間企業等において週29時間以上の勤務を、令和8年6月30日までに6か月以上継続している職歴が対象となります(1社で継続して6か月未満の勤務年数の職歴は、他社の職歴と通算して6か月以上継続していても、職務経験に該当しません。また、1か月以上の雇用中断期間等がある場合は、その前後の雇用期間は継続しているとみなしません。)

イ 平成31年3月31日以前から6か月以上継続している職歴について、職務経験として該当するのは平成31年4月1日から令和8年6月30日までの期間内の年数のみとします。

例. A社で平成30年7月1日から令和元年6月30日まで勤務

→勤務年数は1年ですが、該当するのは平成31年4月1日から令和元年6月30日までの3か月

ウ 行政(デジタル対応)・土木・建築・電気・機械・化学の試験区分について、職務経験として該当するのは、各試験区分ごとに下表の業務に係る職歴とします。

試験区分	業務内容
行政 (デジタル対応)	ICT関連(システム開発・構築・運用・保守、AIやIoT、ICTを利活用した事業の企画・営業・コンサルタント、システム運用業者への指導、技術相談等)の業務
土木	土木工事の企画立案・設計・工事監督
建築	建築物の設計・施工管理、建築物の確認又は検査
電気	施設等の電気設備工事の設計・施工管理、電気設備の制御・維持管理
機械	施設等の機械設備工事の設計・施工管理、機械設備の制御・維持管理
化学	環境衛生・食品衛生における調査検査
※工事監督・施工管理・維持管理と関係のない現場作業、製造業における電気電子/機械製品の製造・加工・組立、製造機械の運転・操作等は、職務経験に該当しません。	
※電気・機械の「施設等」は、戸建て住宅等の小規模なものを除きます。	

エ 休業等(出産・育児・介護に係るものを除く。)で実際に勤務に従事しなかった期間が連続して30日以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験年数から除きます(当該休業等の期間の有無は、後日在職証明書により確認します)。

(3) 令和8年6月19日時点で秋田県外に在住し、採用後、秋田市内に移住できるかた

◆次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 提出書類

○エントリーシート

次のURLからエントリーシートの様式を取得し、電子申請時に添付ファイルとしてご提出ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1051334/1051416.html>

4 第1次試験

(1) 試験内容

試験区分	試験内容	日時・場所
移住定住枠	S P I 3 (性格検査、基礎能力検査)	日時 受検依頼メールを受信してから 令和8年7月19日(日)までのうち 1日(期間中で受験者が選択) 場所 S P I テストセンター※

※ S P I テストセンターおよび受験の流れ等については、以下のURLからホームページにアクセスし、「S P I テストセンターについて」を参照してください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1051334/1051416.html>

(2) 第1次試験合格者の発表

令和8年7月29日(水)に受験番号を秋田市ホームページに掲示するほか、合格者には文書で通知します。

※ 秋田市ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/index.html>

5 第2次試験

(1) 試験日

令和8年9月下旬(日時については、第1次試験合格者に文書で通知します。)

(2) 試験方法

第1次試験の合格者全員について、適性検査および面接試験を行います。また、土木、建築、電気、機械、化学の受験者について、専門試験を実施します。

試験区分	試験種目	試験の内容(出題分野)	試験形式・時間
土木	専門試験	数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基礎力学(水理学、土質力学)、測量、社会基礎工学、土木施工	択一式・90分
建築		数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工	
電気		数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・情報	
機械		数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作	
化学		数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	

※「建築」の区分で「一級建築士」の資格を有する場合、または「電気」の区分で「第1種又は第2種電気主任技術者」の資格を有する場合は、第2次試験の専門試験を免除します。

(3) 第2次試験合格者の発表

令和8年10月中旬に文書で通知します。

6 第3次試験

(1) 試験日

令和8年10月下旬(日時については、第2次試験合格者に文書で通知します。)

(2) 試験方法

第2次試験の合格者について、面接試験を行います。

7 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用しないことがあります。

8 最終合格発表

令和8年10月下旬に文書で通知します。

9 試験結果の開示

試験の結果については、口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票（スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙）を持参して、人事課に直接お越しく下さい。開示は口頭により行います。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（土・日・祝日等は受付していません。）。

開示請求できるかた	開示内容	開示期間
第1次試験の不合格者	基礎能力検査の得点および順位	第1次試験合格発表の日から1か月間
第2次試験の不合格者	基礎能力検査・専門試験の得点および順位、第1・2次試験の総合評価	第2次試験合格発表の日から1か月間
第3次試験の受験者	基礎能力検査・専門試験の得点および順位、第1・2・3次試験の総合評価	最終合格発表の日から1か月間

10 合格から採用まで

(1) 最終合格者の採用は、令和9年4月1日付けとなります。

職種によっては、最終合格のほかに補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、最終合格者の辞退等により欠員が生じた場合、成績順に採用を決定します。

なお、補欠合格者名簿は令和9年2月末日まで有効です。

(2) 採用時に在職証明書の提出が必要となります。

(3) 採用された場合は、給料（初任給は秋田市職員給与条例等に基づき、学歴および職歴等を換算して決定します。）のほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、住居手当等が給与規定により支給されます。

例：令和9年4月1日現在の年齢が30歳で、大学卒業後に民間企業等での経験年数が8年に達する見込みのかたについては、初任給が26万円前後になりますが、経験した職種によって月額が異なる場合があります。

※ 条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。